

災害対策基本法の一部を改正する法律案 に対する修正事項（案）

- 1 災害の定義に、「竜巻」を追加すること。
(本則2条1号関係)

- 2 本法案の検討条項について、その検討対象に次の事項が含まれることを明記すること。
 - ① 「災害からの復興の枠組み」
 - ② 「防災上の配慮を要する者に係る個人情報
の取扱いの在り方」(附則2条関係)

【修正後の条文イメージ】

※それぞれ下線部を新たに追加

修正事項 1

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(以下略)

修正事項 2

○法案附則

(検討)

第2条 政府は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後
に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。